

四 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）

改正案	現行
（資産の査定の報告） 第六条 金融機関は、決算期その他主務省令で定める期日において資産の査定を行い、主務省令で定めるところにより、資産査定等報告書を作成し、金融再生委員会（当該金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあっては、金融再生委員会及び労働大臣とする。第六十八条第一項において同じ。）に提出しなければならない。 2 （略） （業務及び財産の管理を命ずる処分） 第八条 金融再生委員会（この項に規定する処分に係る金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあっては、金融再生委員会及び労働大臣とする。第三項（次条第二項において準用する場合を含む。）、同条第一項、第十一条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第十五条、第十九条第一項、第二十五条並びに第六十九条において同じ。）は、平成十三年三月三十一日までを限り、信用秩序の維持及び預金者等の保護を図るため、金融機関がその財産をもって債務を完済することができない場合その他金融機関がその業務若しくは財産の状況	（資産の査定の報告） 第六条 金融機関は、決算期その他主務省令で定める期日において資産の査定を行い、主務省令で定めるところにより、資産査定等報告書を作成し、金融再生委員会（当該金融機関が労働金庫である場合にあっては、金融再生委員会及び労働大臣とする。第六十八条第一項において同じ。）に提出しなければならない。 2 （略） （業務及び財産の管理を命ずる処分） 第八条 金融再生委員会（この項に規定する処分に係る金融機関が労働金庫である場合にあっては、金融再生委員会及び労働大臣とする。第三項（次条第二項において準用する場合を含む。）、同条第一項、第十一条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第十五条、第十九条第一項、第二十五条並びに第六十九条において同じ。）は、平成十三年三月三十一日までを限り、信用秩序の維持及び預金者等の保護を図るため、金融機関がその財産をもって債務を完済することができない場合その他金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払

に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合又は金融機関が預金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該金融機関に対し、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）をすることができる。

一・二（略）

2・3（略）

（金融整理管財人の選任等）

第十一条 第八条第一項の規定による管理を命ずる処分があつたときは、被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、金融整理管財人に専属する。商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十七条（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四十九条、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第五十四条及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十四条において準用する場合を含む。）、商法第二百八十条ノ十五、第三百六十三條、第三百七十二條、第三百八十条（信用金庫法第五十二条第三項（同法第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、中小企業等協同組合法第五十七条第三項（同法第五十七条の三第四項において準用する場合を含む。）、及び労働金庫法第五十七条第三項（同法第六十二条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、商法第四百十五條（信用金庫法第六十一条、中小企業等協同組合法第六

戻しを停止するおそれがあると認める場合又は金融機関が預金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該金融機関に対し、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）をすることができる。

一・二（略）

2・3（略）

（金融整理管財人の選任等）

第十一条 第八条第一項の規定による管理を命ずる処分があつたときは、被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、金融整理管財人に専属する。商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十七条（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四十九条、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第五十四条及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十四条において準用する場合を含む。）、商法第二百八十条ノ十五、第三百六十三條、第三百七十二條、第三百八十条（信用金庫法第五十二条第三項（同法第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、中小企業等協同組合法第五十七条第三項（同法第五十七条の三第四項において準用する場合を含む。）、及び労働金庫法第五十七条第三項（同法第六十二条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、商法第四百十五條（信用金庫法第六十一条、中小企業等協同組合法第六

十六条及び労働金庫法第六十五条において準用する場合を含む。）及び商法第四百二十八条（信用金庫法第二十八条、中小企業等協同組合法第三十二条及び労働金庫法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による取締役（被管理金融機関が信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合若しくは中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（第十六条第一項において、「信用協同組合連合会」という。）又は労働金庫若しくは労働金庫連合会（以下、「信用金庫等」という。）である場合にあっては、理事。以下同じ。）の権利についても、同様とする。

2
4 （略）

5 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第九十七条、第九十八条、第九十八条の四及び第二百八十五条の規定は金融整理管財人について、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項の規定は被管理金融機関について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第九十七条第一項中「裁判所の許可」とあるのは、「金融再生委員会（当該金融整理管財人の管理に係る金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあっては、金融再生委員会及び労働大臣とする。以下同じ。）の承認」と、同法第九十八条中「管財人代理」とあるのは、「金融整理管財人代理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは、「金融再生委員会の承認」と、同法第二百八十五条第一項中「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と、「管財人代理」とあるのは、「金融整理管財人代理」と、民法第四十四条第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは、「金融整理

十六条及び労働金庫法第六十五条において準用する場合を含む。）及び商法第四百二十八条（信用金庫法第二十八条、中小企業等協同組合法第三十二条及び労働金庫法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による取締役（被管理金融機関が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である場合にあっては、理事。以下同じ。）の権利についても、同様とする。

2
4 （略）

5 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第九十七条、第九十八条、第九十八条の四及び第二百八十五条の規定は金融整理管財人について、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項の規定は被管理金融機関について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第九十七条第一項中「裁判所の許可」とあるのは、「金融再生委員会（当該金融整理管財人の管理に係る金融機関が労働金庫である場合にあっては、金融再生委員会及び労働大臣とする。以下同じ。）の承認」と、同法第九十八条中「管財人代理」とあるのは、「金融整理管財人代理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは、「金融再生委員会の承認」と、同法第二百八十五条第一項中「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と、「管財人代理」とあるのは、「金融整理管財人代理」と、民法第四十四条第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは、「金融整理管財人」と読み替え

管財人」と読み替えるものとする。

(金融整理管財人の調査等)

第十六条 金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役、監査役(被管理金融機関が信用金庫等である場合にあっては、監事。以下同じ。及び支配人(被管理金融機関が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会である場合にあっては、参事。その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被管理金融機関の業務及び財産の状況(これらの者であつた者については、その者が当該被管理金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。につき報告を求め、又は被管理金融機関の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 (略)

(株主総会等の特別決議等に代わる許可)

第二十二条 (略)

2 信用金庫等である被管理金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、信用金庫法第四十八条、中小企業等協同組合法第五十三条及び労働金庫法第五十三条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一・二 (略)

るものとする。

(金融整理管財人の調査等)

第十六条 金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役、監査役(被管理金融機関が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である場合にあっては、監事。以下同じ。及び支配人(被管理金融機関が信用協同組合又は労働金庫である場合にあっては、参事。その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被管理金融機関の業務及び財産の状況(これらの者であつた者については、その者が当該被管理金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。につき報告を求め、又は被管理金融機関の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 (略)

(株主総会等の特別決議等に代わる許可)

第二十二条 (略)

2 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である被管理金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、信用金庫法第四十八条、中小企業等協同組合法第五十三条及び労働金庫法第五十三条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一・二 (略)

3 8 (略)

(金融機関等の資産の買取りに関する業務)

第五十三条 機構は、金融機関その他の者の資産を買い取ることにより第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 次に掲げる金融機関その他の者(以下「金融機関等」という。)
() から資産を買い取ること。

イ 八 (略)

ニ イから八までに掲げる金融機関以外の金融機関、農林中央金庫、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会及び水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会

二 (略)

2 (略)

3 預金保険法附則第七条第一項(第一号及び第四号を除く。)の規定は、機構が特定協定銀行に対し第一項第二号の規定による資産の買取りの委託を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項各号列記以外の部分中「破綻金融機関との合併により承継し、又は破綻金融機関から譲り受けた営業の整理を行い、並びに破綻金融機関又は特例資産譲受人等から買い取った資産の管理及び処

3 8 (略)

(金融機関等の資産の買取りに関する業務)

第五十三条 機構は、金融機関その他の者の資産を買い取ることにより第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 次に掲げる金融機関その他の者(以下「金融機関等」という。)
() から資産を買い取ること。

イ 八 (略)

ニ イから八までに掲げる金融機関以外の金融機関、信用金庫連合会、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会及び水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会

二 (略)

2 (略)

3 預金保険法附則第七条第一項(第一号及び第四号を除く。)の規定は、機構が特定協定銀行に対し第一項第二号の規定による資産の買取りの委託を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項各号列記以外の部分中「破綻金融機関との合併により承継し、又は破綻金融機関から譲り受けた営業の整理を行い、並びに破綻金融機関から買い取った資産の管理及び処分を行うこと(以下「

分を行うこと（以下「整理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行（第二条第一項第一号に掲げる銀行をいう。以下この条及び次条において同じ。）と整理回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定」とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能再生緊急措置法」という。）第五十三条第一項第二号に規定する特定整理回収協定（以下「特定整理回収協定」という。）と、同項第二号中、附則第十条の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十八条において準用する金融機能再生緊急措置法第三十四条本文」と、「附則第十一条第一項」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十七条第一項」と、同項第二号の二中「次条第一項第二号の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第一項第三号」と、同項第三号中「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号及び第六号中「協定」とあるのは「特定整理回収協定」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、「第二号の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十三条第三項において準用する第二号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（預金保険法の適用）

第七十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能の再生

整理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行（第二条第一項第一号に掲げる銀行をいう。以下この条及び次条において同じ。）と整理回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定」とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能再生緊急措置法」という。）第五十三条第一項第二号に規定する特定整理回収協定（以下「特定整理回収協定」という。）と、同項第二号中「附則第十条の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十八条において準用する金融機能再生緊急措置法第三十四条本文」と、「附則第十一条第一項」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十七条第一項」と、同項第二号の二中「次条第一項第二号の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第一項第三号」と、同項第三号中「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号及び第六号中「協定」とあるのは「特定整理回収協定」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、「第二号の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十三条第三項において準用する第二号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（預金保険法の適用）

第七十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能の再生

のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）と、同法第三十七条第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関（金融機能再生緊急措置法第五十三条第一項に規定する業務を行う場合にあつては、同項第二号に規定する金融機関等）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務」とあるのは「業務（金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務を除く。）」と、同法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、「認可を受けなければならない」とあるのは「認可を受け、又は承認を得なければならない」と、「認可を受けなかった」とあるのは「認可を受けず、又は承認を得なかった」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務」とする。

のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）と、同法第三十五条第一項中「以下同じ」とあるのは「第三十七条第一項を除き、以下同じ」と、同法第三十七条第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関（金融機能再生緊急措置法第五十三条第一項に規定する業務を行う場合にあつては、同項第二号に規定する金融機関等）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務」とあるのは「業務（金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務を除く。）」と、同法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、「認可を受けなければならない」とあるのは「認可を受け、又は承認を得なければならない」と、「認可を受けなかった」とあるのは「認可を受けず、又は承認を得なかった」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務」とする。